

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 29 年 3 月 15 日付けで行った法 24 条 9 項が準用する同条 3 項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

運転免許証は、身分証明証として使用することで自立助長に寄与することが明白であり、また将来就労可能な状態になった際に自動車を運転するために使用することで自立助長に寄与することが明白である。

また、請求人は確かに病気療養中であるが、運転免許証の更新手続は身体的・精神的負担が少ないこと、運転免許証を失効すると将来の自立に悪影響であること等の個別事情があり、当該事情を考慮して、生業扶助を行うべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 9月11日	諮問
平成29年10月30日	審議（第14回第1部会）
平成29年11月21日	審議（第15回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として7号で「生業扶助」を挙げている。
- (2) 法17条は、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。」とし、「左に掲げる事項」として同条2号に、「生業に必要な技能の修得」が規定されている。

- (3) 法 17 条の「生業に必要な技能の修得」とは、「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技術、例えば、ミシン、タイプ、時計修理等の技術を修得させることである。」と解され、また、「生業の計画が成功の見込のないような場合」に扶助が行われることは、同条但書の設置趣旨に反すると解されている（「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」（小山進次郎著）274 頁及び 276 頁）。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）によれば、経常的最低生活費については、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものとされている（事務次官通知第 7・1）。
- (5) ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、技能修得費については、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を生業費として計上するものとされている（局長通知第 7・8・(2)・ア・(ア)）。
- イ なお、技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用等の経費であるとされている（局長通知第 7・8・(2)・ア・(ウ)）。
- (6) 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生

労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問7-139(答)によれば、自動車運転免許の更新等、資格の更新の際に受講する講習等に要する費用は、技能修得のために必要な場合に限り、局長通知第7・8・(2)・ア・(ウ)の資格検定に要する費用として支給して差し支えないとされている。

- (7) なお、生活保護の決定・支給事務は法定受託事務であるところ、事務次官通知及び局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

## 2 本件処分について

これを本件についてみると、請求人は現在病気療養中であり、稼働能力を有しない状態である旨を本件審査請求書に記載しており、また、平成29年1月23日付けの保護申請書で処分庁に対し保護の申請を行った際には、「現在治療を行っているうつ病の症状が非常に重く外出が著しく困難であり常時在宅せざるを得ず」と主張していることから、請求人は当面の間治療に専念すべき状況にあり、本件処分の時点においては、直ちに稼働能力が回復する見込みがあったとまでは認められない。

また、請求人は、過去に自動車運転の業務に就いていたこと、又はそのための訓練を受けたこと、運転免許証の保有が雇用の条件となっている業務に就労予定であること等の事実はいずれも認められないから、仮に請求人が就労可能になったとしても、運転免許証の保有を必須条件とする業務に就く可能性が高いとまでは認められない。

以上の請求人の本件処分時の状況から判断すると、請求人にとって運転免許証を更新することは、生計の維持に役立つ生業に就くために必要とまではいえず、「生業に必要な技能の修得」(法17条2号)に当たるとは認められない。また、仮に本件更新手数料等が生業扶助として請求人に支給されたとしても、運転免許

証の更新が生業の計画が成功に寄与する見込みがないような場合に扶助が行われることになるから、法が定める生業扶助の趣旨であるところの請求人の「収入を増加させ、又は自立を助長することのできる見込みがある場合」（法17条ただし書）に当たるとも認められない。

したがって、本件保護申請は、法の定める生業扶助（技能修得費）の支給要件を満たすものとは認められないから、本件処分は法令等に則り適法になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、本件審査請求書において、局長通知第7・8・(2)・ア・(エ)に、生計の維持に役立つ生業に就くために直接必要な技能でなくても、「実施機関が特に必要と認めた場合については、…就職に有利な一般的技能や、…就労に必要な基礎的能力を修得するための費用」を支給しても差し支えない旨が規定されていることから、この規定を根拠に本件更新手数料等を生業扶助として支給すべきであること、また、上記「実施機関が特に必要と認めた場合」の対象につき、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第7の80答には、「技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。」と規定されているものの、この規定を機械的に解釈するのではなく、請求人の個別事情を考慮して、稼働能力がなくても、支給対象とすべきであると主張する。

そこで、当該主張について検討すると、本件では、請求人に稼働能力がないことは、請求人自身も認めているところであり、また、請求人が運転免許証の保有を前提とする業務に就く可能性も

認められないから、請求人は上記の「稼働能力を有する者」には当たらない。そうすると、課長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務の処理基準とされているから、処分庁が上記稼働能力要件の非該当を理由に局長通知第7・8・(2)・ア・(エ)を適用しなかったことに違法又は不当な点はない。

なお付言するに、本件において、運転免許証更新手数料及び交通費実費を「生業扶助」として支給することは認められないが、生業に必要な技能の習得がその者の収入を増加させ、又はその自立を助長することができる見込のある場合(1・(2))であれば「生業扶助」として支給することができることに照らすならば、法は、運転免許証の更新それ自体を否定しているものではない。

そして、本件の場合においては、運転免許証更新手数料及び交通費実費は「生業扶助」に該当しない以上は、扶助の対象とすることは認められないが、それは、運転免許証の更新等に要する費用は、前記(1・(4))で述べたとおり、経常的最低生活費の範囲内でまかなうべきものとされていることによるものである。

よって、以上の点に照らしても、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹